▶学校徴収金の納入手続きについてのお願い

本校では保護者の皆様のご理解とご協力をいただき、給食費・学校諸費・生徒会費・PTA会費などの学校徴収金の納入については、ご指定されたゆうちょ銀行口座（通帳）から自動引き落としによる納入方法となっております。
下記（■）の要領で期限までに手続きを済ませていただきますようお願いいたします。

■ 自動引き落としの手続きについて （全員が、ゆちょ銀行で手続きします）

1 手続きの方法

・裏面、記入要領を参考にして、別紙、【 自動払込利用申込書 】に必要事項を記入、通帳届出印を捺印の上、**最寄りのゆうちょ銀行へ提出をお願いいたします。**
また双子の場合や兄姉が在学していても、お子様一人につき１枚提出してください。

※ゆうちょ銀行から返却される「お客さま控え」を大切に保管してください。

2 手続きに必要なもの

①自動払込利用申込書　②ゆうちょ銀行通帳　③ゆうちょ銀行通帳お届出印
注）本人確認ができるもの（免許証等）が必要なときもあります。

3 手続きの期限

3月 5日（木） までに最寄りの **ゆうちょ銀行へ提出** をお願いいたしします。

■ 口座（ゆうちょ銀行通帳）について

○ ゆうちょ銀行に口座（通帳）をすでにお持ちの保護者の方

・新たに口座（通帳）を開設する必要はありませんし、どなたの名義の通帳でも可能です。
小学校で使用していたものでも構いませんので、ゆうちょ銀行へ自動払込利用申込書の提出をお願いいたします。

○ 宮の森中学校に兄姉が在学されている保護者の方

・同じ一つの口座でかまいません。
但し、自動払込利用申込書はお子様一人一枚、ゆうちょ銀行へ提出をお願いいたします。

○ ゆうちょ銀行に口座（通帳）がない保護者の方

・最寄りのゆうちょ銀行でどなたの名義でも構いませんので、口座（通帳）開設をお願いいたします。
・口座（通帳）開設時に必要なもの　①免許証等の本人確認ができるもの　②印鑑　③現金

□ その他

・学校徴収金は分割にて（５月～２月）引き落とします。
※1回目の引き落とし日は、5月14日となります。
・1回（1ヶ月）につき、郵便局手数料10円がかかります。
・原則として引き落とし日は、毎月28日です。前日までに入金をお願いいたします。
28日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌銀行営業日となります。

【 自動払込利用申込書（3枚綴り）記入要領 】

※A・B太枠の中の必要事項をご記入の上、

1枚目・2枚目とも通帳お届け印を捺印してください。

注）最寄りのゆうちょ銀行へ提出してください。（学校ではありません）

自動払込利用申込書　　自払申込

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。
私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。

お申込人・口座名義人	おところ	郵便番号（　　－　　）
	おなまえ	フリガナ　口座名義人　様
	日中ご連絡先電話番号	携帯　会社　自宅　－　－
	記号番号	記号　1　通帳　0　記号番号

お届け印　通帳印

▼お申込人の日から[illegible]の上、ご記入ください。

払込先	加入者名	札幌市立宮の森中学校
	口座番号	02750-8-71537

払込金の種別				
	□ 電気料金 20	□ 住宅使用料 25	□ 授業料等 29	□ 割賦代金 34
	□ ガス料金 21	□ 公庫償還金 26	□ 購読料 31	□ 税　金 35
	□ 水道料金 22	□ 育英会返還金 27	□ 年金保険 32	☑ 学校徴収金 30
	□ 電話料金 23	□ 各種保険料 28	□ 会　費 33	

払込開始時　年　月から(※)　払込日　毎月 28 日　（再払込日　日）　土・日・祝日の場合は翌営業日

※払込開始月のご指定がない場合は、空欄のままご提出ください。
▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

ご契約者	おところ	郵便番号（　　－　　）
	おなまえ	フリガナ　様
	日中ご連絡先電話番号	携帯　会社　自宅　－　－

必ず、お子様のお名前・フリガナを記入してください

備考	フリガナ
	生徒名　1年

ゆうちょ銀行

2019年度.

1学年　一般・長子

No.	口座引落日	口座引落月額（内訳Ⅰ＋Ⅱ）	内訳Ⅰ						内訳Ⅱ		
			給食費	生徒会費	学校諸費	PTA会費	体育文化振興会費	小計	日本スポーツ振興センター	PTA共済会	
									災害共済掛金	生徒	保護者
1	5月15日（水）	8,340 円	5,000	330	1,350	240	360	7,280	460	460	140
2	5月28日（火）	7,220 円	5,000	270	1,350	240	360	7,220			
3	6月28日（金）	7,220 円	5,000	270	1,350	240	360	7,220			
4	7月29日（月）	7,220 円	5,000	270	1,350	240	360	7,220			
5	8月28日（水）	7,220 円	5,000	270	1,350	240	360	7,220			
6	9月30日（月）	7,220 円	5,000	270	1,350	240	360	7,220			
7	10月28日（月）	7,220 円	5,000	270	1,350	240	360	7,220			
8	11月28日（木）	7,220 円	5,000	270	1,350	240	360	7,220			
9	1月6日（月）	7,220 円	5,000	270	1,350	240	360	7,220			
10	1月28日（火）	7,220 円	5,000	270	1,350	240	360	7,220			
11	2月28日（金）	9,950 円	9,950					9,950			
合計		83,270 円	59,950	2,760	13,500	2,400	3,600	82,210			

■ 3月分の給食費は、2月分と合わせて引き落しになります。

※上記の口座引落月額に金融機関手数料を加えて、口座に入金してください。

2019年度

1学年5組　　一 般　　・長子

No.	口座引落日	口座引落月額（内訳Ⅰ＋Ⅱ）	内訳Ⅰ 給食費	生徒会費	学校諸費 ■ 学校諸費	スキー学習	PTA会費	体育文化振興会費	小計	内訳Ⅱ 日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	PTA共済会 生徒	保護者
1	5月15日（水）	8,270 円	5,000	330	1,280		240	360	7,210	460	460	140
2	5月28日（火）	7,150 円	5,000	270	1,280		240	360	7,150			
3	6月28日（金）	7,150 円	5,000	270	1,280		240	360	7,150			
4	7月29日（月）	7,150 円	5,000	270	1,280		240	360	7,150			
5	8月28日（水）	7,150 円	5,000	270	1,280		240	360	7,150			
6	9月30日（月）	7,150 円	5,000	270	1,280		240	360	7,150			
7	10月28日（月）	7,150 円	5,000	270	1,280		240	360	7,150			
8	11月28日（木）	8,050 円	5,000	270	1,280	900	240	360	8,050			
9	1月6日（月）	8,050 円	5,000	270	1,280	900	240	360	8,050			
10	1月28日（火）	7,150 円	5,000	270	1,280		240	360	7,150			
11	2月28日（金）	9,950 円	9,950						9,950			
合　計		84,370 円	59,950	2,760	14,600		2,400	3,600	83,310			

■ 3月分の給食費は、2月分と合わせて引き落しになります。
■ スキー学習のリフト代です。（2回分割）

※上記の口座引落月額に金融機関手数料を加えて、口座に入金してください。

令和２年度（2020年度）就学援助のお知らせ

札幌市教育委員会

札幌市では、小・中学生（中等教育学校前期課程含む）のお子さまがいる、世帯収入が一定額以下であるなど経済的にお困りの世帯を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費などについて就学援助を行っています。
就学援助を希望される場合は、次の説明をお読みのうえ、お子さまが在籍する学校に申請ください。

対象となる世帯

札幌市内にお住まいで、以下の認定要件Ａ～Ｄのいずれかに該当する世帯が対象となります。

	認定要件	備　考
A	平成31年４月以降 **生活保護が廃止または停止された。**	生活保護を受けていた時と世帯構成が変わっている場合を除きます。
B	令和元年11月以降 **児童扶養手当を受給したことがある。**	児童扶養手当を受けていた時と世帯構成が変わっている場合を除きます。
C	平成31（令和元）年度または令和２年度の **市町村民税が世帯全員（※）、非課税であった。** （又は全額減免された。）	同一年度に全員が非課税であることが必要です。

D

平成31年１月～令和元年12月の
世帯全員（※）の収入（給与収入、事業収入、不動産収入、利子収入、配当収入、雑収入（公的年金を除く）、総合譲渡・一時収入）の合計額が下表の限度額以下だった。

・高校生のアルバイト等による収入は除きます。
・公的年金（国民年金、厚生年金など）や、公的手当（児童手当、児童扶養手当など）は、収入とみなしません。
・失業者がいる世帯や医療費が多くかかった世帯は、世帯収入（所得）の合計額から一定額を控除可能な場合があります。

収入の種類	住居区分	世帯の人数					
		２人	３人	４人	５人	６人	七人以上
世帯の収入が給与収入のみの場合	賃貸	277万０千円	343万１千円	369万９千円	414万５千円	480万９千円	567万７千円
		世帯全員の給与収入額の合計が、この限度額以下であること					
	持家	264万４千円	327万５千円	353万１千円	395万６千円	459万０千円	541万９千円
世帯の収入に給与以外の収入がある場合	賃貸	175万７千円	221万９千円	241万６千円	277万５千円	330万６千円	400万０千円
		世帯全員の所得額の合計が、この限度額以下であること					
	持家	167万０千円	211万０千円	228万９千円	262万４千円	313万０千円	379万２千円

（※）「世帯全員」について…住民票や家計が別々であっても、同居している方は原則すべて同一世帯とします。
単身赴任や出稼ぎなどで別居している配偶者等も、同一世帯とします。

○ **上記A～Dに該当しない場合でも、次のいずれかに該当する世帯は就学援助を受けられる可能性があります。**
・平成31年以降に各区社会福祉協議会から新たに福祉費（生業費・技能習得費・技能習得等支度費）の貸付を受けた世帯
・平成31年以降に災害等により個人事業税が全額免除となった世帯
・北海道胆振東部地震の被災世帯
※東日本大震災の被災世帯については、認定要件Ａ～Ｄのいずれかに該当する世帯が対象となります。

○ **令和元年度に就学援助を受けていた方や、令和２年４月小学校入学者の入学準備金を受けた方についても、令和２年度に就学援助を受けるためには、改めて申請が必要です。お忘れにならないようご注意ください。**
○ 生活保護を受けている方は、就学援助の申請は不要です。

○ **特別支援教育就学奨励費について**
就学援助に該当しない場合で、次のいずれかに該当する場合、「特別支援教育就学奨励費」の対象となる場合があります（就学援助の助成内容の概ね２分の１を助成）。お子さまが通学する学校にお問い合わせください。
・札幌市立小･中学校の特別支援学級に在籍又は通級指導教室に通級している（通級者は交通費のみ支給）
・札幌市立小･中学校の通常学級に在籍しているが、重度の障がいや疾病がある（特別支援学校に通うことが望ましいと判断される程度）

援助の内容（予定）

記載の内容は令和元年度のものです。令和２年度の内容については変更になる場合があります。

支給費目（注1）	支給を受けられる方	援助の内容
学用品費等	全員（年度途中認定者は月割り）	小１：13,100円/年　小２～６：15,350円/年 中１：24,800円/年　中２～３：27,050円/年
生徒会費	中学のみ全員（年度途中認定者は月割り）	2,340円／年
宿泊校外活動費	実施対象学年の方 （実施日前までに認定された方のみ）	交通費・見学料相当額
修学旅行費	実施対象学年の方 （実施日前までに認定された方のみ）	実費相当額（一部対象外となる経費があります）
体育実技用具	小１・小４・中１ （対象となる授業の実施があり、助成時期までに認定された方のみ）	（小学校）スキー又はスケート用具の現物支給 （中学校）スキー用具又は柔道衣の現物支給
新入学児童生徒学用品費（入学準備金）	次年度小学校入学予定者 別途申請が必要。10月頃改めてご案内します。	（小学校入学準備金）50,600円
	小６	（中学校入学準備金）57,400円
通学費	通学距離が次の距離以上となる方 （小学）４～10月：片道４km、11～３月：片道２km （中学）４～10月：片道６km、11～３月：片道３km	公共交通機関の利用額 ※ 最も合理的･経済的な経路･方法による場合の金額 ※ 他の制度で助成を受けられる分を除く
給食費	全員	認定月以降の給食費が無料
学校病医療費	むし歯、中耳炎など指定疾病の治療を受ける方	医療費が無料（指定疾病の治療費に限ります）
日本スポーツ振興センター共済掛金	全員（５月１日までに認定された方のみ）	日本スポーツ振興センター共済掛金が無料

注１　私立・国立学校、市立中等教育学校前期課程は助成の内容が異なりますので、下記の発行元までお問い合わせください。

申請方法

申請書は学校で配布しています。学校にお申し出のうえ申請書をお受け取りください。

○ **申請書に必要事項を記載・捺印し、必要な添付書類を貼り付けてください。**
- 必要な添付書類は、認定要件によって異なります。詳しくは申請書に記載している説明をご参照ください。
- ひとり親世帯の方は児童扶養手当証書の写しも添付してください。（受給していない場合は理由を確認します。）

○ **提出先・期限は次のとおりです。申請書や添付書類に不備がないか、提出前によくご確認ください。**

提出先	通学先（入学先）の学校　※４月から転校する方は転校先の学校	
提出期限	今の学校で進級する方 新１年生で同じ学校に兄姉がいる方	令和２年**２月17日（月）** （確定申告が必要な方は **３月16日（月）**）
	新１年生で同じ学校に兄姉がいない方 ４月から転校する方	令和２年**４月17日（金）**

○ **申請内容に疑義がある場合は、随時、必要な調査を行います。虚偽の申請があった場合は、支給した就学援助費を返還していただくことがあります。**

○ **期限後でも、離婚や失業など世帯状況に変化があった場合は、随時申請を受け付けます。**
- 原則として申請日の属する月からの認定となり、支給額が月割になる費目や支給を受けられない費目があります。
- 申請書や添付書類に不備があると、認定時期が遅れる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ

お子さまが通学する学校にお問い合わせください。

さっぽろ市
02-S02-19-2246
31-2-1469

令和２年(2020年)１月　［発行］札幌市教育委員会教育推進課学事係　(電話)011-211-3851